



2008年5月7日

各 位

会 社 名 田辺三菱製薬株式会社
代表者名 取締役社長 葉山夏樹
(コード番号 4508)
問合せ先 広報部長 笹生好久

特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました平成20年3月期決算短信において、下記の通り、「HCV訴訟損失引当金」の計上方法の変更に伴い、特別損失を計上いたしましたのでお知らせします。

記

当社及び株式会社ベネシスは、平成14年10月21日以降、旧株式会社ミドリ十字が製造販売したフィブリノゲン製剤または血液凝固第IX因子製剤を使用したことによりHCV（C型肝炎ウイルス）に感染し、損害を受けたとする方々より、国等とともに損害賠償請求訴訟の提起を受けており、従来、将来発生する可能性のある当該損失に備えて、事業年度末現在の原告を対象に判決を基準として算出した額を「HCV訴訟損失引当金」として計上してまいりました。

しかし、平成20年1月16日に「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下、「救済法」）が公布・施行されたことを踏まえ、救済法による給付金支給対象者及び給付金額等を見積りを基準として、当社の負担に帰する給付金を見積額を計上する方法に変更いたしました。

この結果、「HCV訴訟損失引当金」11,200百万円を計上し、「HCV訴訟損失引当金繰入額」として連結損益計算書に9,108百万円を、損益計算書に9,065百万円を繰り入れいたしました。

なお、当該給付金支給等業務に要する費用の負担の方法およびその負担割合については、「救済法」第16条（厚生労働大臣と製造業者等との協議）の規定により、今後、厚生労働大臣と当社との間で協議の上決定されることとなります。当社の負担に帰する給付金を見積額は今後の協議の結果により、あるいは給付金支給対象者数の増減等により変動する可能性があります。

以上

《 本件に関するお問い合わせ先 》

田辺三菱製薬株式会社 広報部

TEL : 06-6205-5211